

行政視察報告書

平成29年 6月 9日

会 派 名 江政クラブ
会派代表者 河合 正猛

(参加者：尾関 昭、藤岡 和俊)
行政視察の結果について、次のとおり報告します。

①

年 月 日	平成29年 6月 6日 (火曜日)
視察時間	13:00~15:00
視察場所	国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所
視察項目	<p>河川空間のオープン化について (地域活性化のための河川敷地の専用に関する規制緩和)</p> <p>○地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験(特例措置)として実施。</p> <p>沙流川(平取町)、利根川(香取市)、堀川(名古屋市)、堂島川(大阪市)、道頓堀川(大阪市)、箕面川(箕面市)、京橋川等(広島県)、那珂川(福岡市)の8区域で実施。</p> <p>○国土交通省成長戦略(平成22年5月17日策定) 平成23年度より、社会実験としての区域指定を行わずに全国での実施が可能とする。</p>

視 察 参 加 報 告 書

①

年月日	平成29年 6月 6日 (火曜日)
視察時間	13:00~15:00
視察場所	国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所
視察項目	<p>河川空間のオープン化について (地域活性化のための河川敷地の専用に関する規制緩和)</p> <p>○地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験(特例措置)として実施。</p> <p>沙流川(平取町)、利根川(香取市)、堀川(名古屋市)、堂島川(大阪市)、道頓堀川(大阪市)、箕面川(箕面市)、京橋川等(広島県)、那珂川(福岡市)の8区域で実施。</p> <p>○国土交通省成長戦略(平成22年5月17日策定)</p> <p>平成23年度より、社会実験としての区域指定を行わずに全国での実施が可能とする。</p>
■目的	<p>河川空間のオープン化について国土交通省の担当者から話を聞き、今後の江南市での、木曾川や五条川等での河川空間のあり方についての参考にしていきたい。</p>
■内容	<p>河川空間のオープン化について (地域活性化のための河川敷地の専用に関する規制緩和)</p> <p>○原稿の河川占用許可準則(平成11年8月改正)</p> <p><占用施設> 公園、運動施設、橋梁、送電線等の公共性又は公益性のある施設</p> <p><占用主体> 地方公共団体、公益事業者等の公的目的</p> <p>○許可準則の特例措置(平成16年3月通知)</p> <p>※河川局長が指定した区域において実施(社会実験)</p> <p>地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地で</p>

の営利活動を可能にする規制緩和を社会実験（特例措置）として実施。

※沙流川（平取町）、利根川（香取市）、堀川（名古屋市）、堂島川（大阪市）、道頓堀川（大阪市）、箕面川（箕面市）、京橋川等（広島県）、那珂川（福岡市）の8区域で実施。

< 占用施設 >

原則上の施設に加え、①広場、イベント施設等（これらと一体をなす飲食店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場等）、②日よけ、船上食事施設、突出看板

< 占用主体 >

①については、公的主体、②については、公的主体又は利用調整に関する競技者が認めた民間事業者

○特例措置の一般化（平成23年度～）

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日策定）

平成23年度より、社会実験としての区域指定を行わずに全国での実施が可能とする。

河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定

< 占用施設 >

原則上の施設に加え、上記の①、②と同じ

< 占用主体 >

①、②ともに、公的主体、協議会等において適切と認められた民間事業者、民間事業者

○都市・地域再生等利用区域

河川敷地の専用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成23年の河川占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和して、オープンカフェ、売店などの営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

※地域で協議会等を作り、地域の合意を得ることが必要

■所感

全国での河川空間のオープン化活用事例を説明していただき、また、中部地方整備局での活用事例が少ないことから、協議会へ参加しても良いなど、非常に前向きな話を聞くことができた。江南市での活用を考えていきたい。